

平成29年第1回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 平成29年1月24日(火)
午後2時58分～午後6時40分(休憩10分)
2. 開催場所 柏原市教育委員会 委員会室
3. 出席した委員 教 育 長 吉 原 孝
委 員 山 崎 裕 行
委 員 田 中 保 和
委 員 近 藤 温 子
4. 出席した職員 教 育 部 長 尾 野 晋 一
教 育 監 三 浦 正
次長兼教育総務課長 中 川 拓 也
次長兼社会教育課長 石 垣 好 啓
文化財課長 桑 野 一 幸
スポーツ推進課長 一 松 孝 博
公民館長 酒 谷 敬 三 郎
図書館長 岩 佐 昌 史
学務課長 松 田 成 史
学務課参事 北 井 啓 司
指導課長 野 間 浩 一
こども未来部長 己 波 敬 子
こども未来部次長 小 林 由 幸
こども政策課長 磯 部 賢 二
事務局教育総務課 寺 川 款
事務局教育総務課 大 畑 嘉 平
5. 議事案件
議案第42号 柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について
(継続審議)
議案第1号 「柏原市立サンヒルススポーツセンター条例」の制定の同意について
議案第2号 「平成29年度全国学力・学習状況調査」の結果の取扱いについて
議案第3号 いじめ問題への取り組みについて
議案第4号 かしわらっ子はぐくみプランの一部改正について

議案第 5号 審査請求に対する裁決について

議案第 6号 審査請求に対する裁決について

6. 報告事項 他

7. 会議録の承認及び会議の要旨

吉原教育長： ただ今より、平成29年第1回定例教育委員会会議を開催いたします。

本日の会議録署名委員は、山崎裕行 委員、よろしくお願いいたします。次に、平成28年第12回定例教育委員会会議録について、事務局より事前に会議録を送付させていただいておりましたが、何かご意見はございますか。

田中委員： (字句修正を2カ所指摘あり)

吉原教育長： それでは、ご指摘のありました、2カ所について、字句修正して承認としてよろしいでしょうか。

委員全員： (意見・異議等なし)

吉原教育長： 平成28年第12回定例教育委員会会議録については一部修正して承認することといたします。続きまして、本日の議事に入ります。本日の議案は7件ございます。まず、前回に継続審議となりました、議案第42号について、事務局・野間指導課長から説明させていただきます。

野間課長： 議案第42号「柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正」について指導課よりご説明申し上げます。前回のご審議を受けまして、赤文字で記載してあります部分を、修正及び追加させていただきました。まず、「はじめに」の部分でございます。重点目標の2ページをご覧ください。「はじめに」の部分で、主に4点で追加・変更しております。1点目は、前文に人工知能など現在のトピックスとなるものを付け加えさせていただきました。2点目は、道徳の改定に向けての従来からの取り組みと経緯を加えました。3点目は、全国学力状況調査について教育委員会の分析と方向性を加えました。4点目は、はじめに対する報告・連携体制について追加いたしました。「はじめに」については以上です。次に、17ページをご覧ください。「幼稚園教育を推進するために」を、「学校運営を見直して校務の効率化を図るために」よりも前のページに追加しました。さらに、「幼稚園教育を推進するために」に幼児期の運動のことについて記載いたしました。18ページでは、「校務の効率化」の具体施策を訂正いたしました。以上、簡単ではございますが、ご審議よろしくお願いいたします。

吉原教育長： 前回に継続審議になりました案件です。ご指摘のありました点を修正していただいたものと思います。この議案についてご質問等はございますか。

田中委員： 前回指摘させてもらった点がちゃんと入っています。

山崎委員： 2ページの3段目、「一般的に～という課題があります。」は2つの事柄を述べていますので、「一般的に～ということなどの課題があります。」とした方が繋がると思います。その少し下に「効果的な教育の実現が求められてきます。」とあり、次の行

にも「育成が求められています。」と続くので、例えば下の方を「育成に努めなければなりません。」などの言葉に変えたら分かりやすいかと思います。それから、一番下の行は少し読み取りにくく、“学校園づくりに取り組んできた”とするか、“学校園づくりの核として〇〇に取り組んできた”とするなどしないと、言葉として伝わらないですね。(続いて3ページ、15行目からの文が長くて分かりにくいので、読み易くするようご指摘あり)また、4ページの「広報紙」とあるのは、学校が作成することから「学校だより」と記載した方が分かりやすいとは思いますが、あとは、基本目標、重点目標において、指導課への要望になりますが、6ページの9番についてです。授業時数の確保は、本当に厳しい状況があります。ぎりぎり確保できたようなこともありました。今後はエアコンが整備されて、夏休みで調整するなどの方策も考えられるかも知れませんが、それまでも授業時数の確保に努力をして、色々な工夫をしていただきたいと思います。次に、10ページの40番です。小・中学校の校長先生とお話しさせていただきましたら、「中堅の教員が少なく、指導を組むことが難しい」「若い教員の授業力向上が学校の課題になっている」とお聞きしました。指導課には様々に取り組んでいただき、ご苦労なさっているところですが、ぜひとも、子どもたちに分かる楽しい授業をするために、教員の資質向上に資する授業研究などについて工夫をお願いします。それから、17ページに追加して下さった部分です。すばらしいことを記載していただき、よろこんでいます。ただ、幼稚園に訪問した際には、指導課が授業研究に来る回数が非常に少ないとお聞きします。幼稚園にも授業研究に行つて欲しいですね。現場では10年程前の授業とあまり変わらない事をやっていますが、指導課があまり関わっていないからかな、と思いました。

吉原教育長： 山崎委員から、ご意見とご要望がございましたが、指導課はいかがですか。

野間課長： ご要望につきましては、全指導主事、教育委員会の方に周知しまして、努めてまいりたいと思います。ご指摘いただきました箇所につきましては修正いたします。

吉原教育長： 修正箇所は確認をお願いします。他にご意見、ご質問等ございますか。

委員全員： (意見・異議等なし)

吉原教育長： ご質問等がないようですので、議案第42号について、原案を一部修正して承認してよろしいですか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは「議案第42号 柏原市学校教育基本目標ならびに重点目標の一部改正について」(継続審議)、原案を一部修正して承認することにいたします。続きまして、議案第1号につきまして、事務局より説明させていただきます。

石垣次長： 議案第1号でございます。議案書の2ページをお開き下さい。サンヒルススポーツセンター条例の制定についてでございます。前回の委員会では、今後のスケジュールについてご報告いたしました。教育財産としまして、7月から運営するにあたり、ただ今からお諮り申し上げます条例を制定するものです。条例全般についてのご同意ではございますが、利用料及び使用の許可については特にご審議賜りたく存じます。それ

では、一松スポーツ推進課長より条例の説明を申し上げます。

一松課長： 3ページをお開き下さい。柏原市立サンヒルススポーツセンター条例制定の条例案でございます。16条からなる条例でございます。順次ご説明させていただきます。第1条は設置についてでございます。こちらの「柏原市立サンヒルススポーツセンター」という名称でございますが、「サンヒル」という部分は、平成元年から「サンヒル柏原」という形で永い間プール、庭球場共に市民から親しまれておりまして、認知度も高いということから、プール、庭球場を併せて「柏原市立サンヒルススポーツセンター」とさせていただきますものでございます。次に、第2条、位置でございます。位置につきましては、柏原市安堂町115番地の1でございます。第3条、施設でございます。プールと庭球場につきましては、「サンヒル市民プール」と「サンヒル庭球場」とさせていただきますたく考えております。第4条、第5条につきましては、指定管理者による管理、運営をしてみたいと考えております。第6条、開場日でございます。庭球場につきましては、1月4日から12月28日までを開場日とし、開場時間を午前9時から午後9時までとしまして、ナイター営業もできる施設としてみたいと考えております。プールでございますが、開場日は7月20日から8月31日までとし、開場時間は午前9時30分から午後5時といたします。第3項では、ただ今申し上げました開場日、開場時間を変更できる場合を記載してございます。第7条、使用の許可でございます。第1項では庭球場、第2項でプールとそれぞれに規定しております。プールには券売機を設置いたしますので、入場券を購入・交付を受けていただいて使用許可とみなすという形で進めてみたいと考えております。第8条、許可の制限です。こちらは、全5項に使用許可できない場合を列挙しているものです。第9条、許可の取消等です。こちらは許可を取り消す場合を挙げてございます。第10条、使用料でございます。庭球場につきましては第7条にあります許可を受けた時にお支払いをいただき、プールにつきましても第7条の、入場券の交付を受けるときに使用料を収めていただくという事になっております。第2項にて、「使用料の額は別表に定める額」としておりますので、先に別表の説明をさせていただきます。7ページでございます。まず、庭球場です。第1項としまして、1コート1時間単位で市内料金900円、市外料金1,200円としております。ちなみに現行の料金は、市内料金が1,080円で、土日は1,520円、市外料金が1,512円で、土日が1,944円でございます。現行よりは少し安い設定とさせていただきます。こちらの900円という料金は、片山庭球場の現行料金にあわせていただいております。あわせることによりまして、市民の皆様のご理解、同意が得やすいものと考えます。また、市が管理する施設でございますので、市内で格差を設ける合理的な理由もございませんので、片山庭球場の現行金額と同じとさせていただきます。また、青谷と堅下の庭球場は土のコートですが、サンヒル庭球場はハードコートで、片山庭球場の人工芝コートと同等程度のものと考えますことから、料金にも片山庭球場にあわせるものでございます。続きまして、サンヒル市民プールの使用料でございます。1人1回で時間制限はございません。大人の市内料金が900円で、市

外料金が1,400円、小人の市内料金が500円、市外料金が800円、乳幼児は無料とさせていただきます。これにつきましては、現行料金の市内大人が800円と、100円高くさせていただきます。市外大人料金は現行1,200円とこちらも200円高くさせていただきます。小人も市内ですが、現行は400円と、100円高く、市外小人は現行700円と100円高めに設定しております。これにつきましては、近隣の同等施設の状況を調査・検討いたしました。大阪府におきましては大人1,000円、小人が500円というのが平均でございますけれども、競合するであろう近隣の、香芝市、平群町、三郷町の金額を調査いたしましたところ、市民・町民料金の平均は650円ですが、柏原市民が利用する場合には2倍の料金設定となっております。中でも香芝市は本市と隣接しており、また、駐車場も整備されていることから、柏原市民の利用も多いであろうとの考えから、柏原市民が香芝市のプールを利用した場合の、大人1,000円、小人500円よりも少し安めに設定することが望ましいのではないかと考え、設定させていただきます。次に(3)、付属施設でございます。庭球場の照明設備は、これも片山庭球場と同額ですが、1コート1時間500円です。また、現状でプールにコインロッカーがございます。こちらは現状を継承する形で1回100円とさせていただきます。備考では、1と2で市内・市外の適用条件、3で使用時間の端数計算について、4で大人・小人の設定を定めています。続きまして、第11条は使用料の減免規定です。第12条は、納付した使用料が還付される場合についての規定です。第13条は目的外使用等の禁止を規定しております。第14条は特別設備の承認規程です。第15条は原状回復義務規定、第16条はこの条例のほか、必要事項については教育委員会が定めるとしてあります。具体的には、規則に申請書の用紙や許可証の様式を定めるなどございまして、その際には、またお諮りさせていただきます。最後に、附則でございます。前回の教育委員会会議でご説明させていただきましたとおり、7月1日の施行とさせていただきます。以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

吉原教育長： 指定管理でプールというのは初めてですか。

石垣次長： 柏原市では初めてです。

吉原教育長： 第8条第3項の許可制限に「興業又は営利を目的とする事業を実施すると認められるとき」とあるのは、指定管理者が許可しないのですね。指定管理者が事業をする場合にはどうなるのですか。

石垣次長： 指定管理者が事業を行う場合は、指定管理者の自主事業という形で、提案をします。例えば、プールには売店の設備がございますので、設営・運営事業を行うなどが可能です。

尾野部長： 利用者が、営利事業をしてはいけないという事です。

吉原教育長： では、指定管理者が、夏の催事を開くことはいいという事ですね。

尾野部長： それはかまいません。

吉原教育長： 今は、プールは修理中と伺っていますが、どのような状況ですか。

一松課長 : 修理は年末に業者が決まったところです。

尾野部長 : 当然、我々が運営する前には、整備するところです。

吉原教育長 : リニューアルオープンという事になるのですが、予算から見ますと、全面改装で新しくなるということではなさそうですね。

尾野部長 : 基本的には、ポンプなどの内部補修が主になります。

吉原教育長 : 他市の、この辺りからでしたら香芝市、平群町、三郷町などへ出向かれる方は多いでしょう。いくらこちらが少し安いとはいえ、その差の分くらい魅力がないと、いいものでないと、リピーターは期待できません。予算は限られていますが、出来るだけ美しい様子でオープンできるようにお願いします。

山崎委員 : ちょっと確認ですが、指定管理者の、庭球場係員はどこにいるのですか。サンヒルにいらっしゃるのですか。

尾野部長 : 管理棟がございますので、そちらにあります。

山崎委員 : 庭球場に管理棟があるのですね。2階建ての建物ですね。あそこを指定管理者が使うということですね。

尾野部長 : プールと庭球場は別の管理棟で事務を行います。

石垣次長 : 従前の庭球場でのスクールなどもそちらで受付など事務をしていました。

山崎委員 : わかりました。

尾野部長 : できるだけわかりやすく、混乱のないように考えています。例えば2年前と同じように市民証を発行するなど考えています。

吉原教育長 : 他に、何かご意見はございますか。

委員全員 : (意見・異議等なし)

吉原教育長 : ご質問等がないようですので、議案第1号については、原案のとおり承認しますが、条例制定の取扱い上、例規審査会に諮る必要がありますことから、主旨・内容について原案のとおり承認しますが、審議については継続とし、第2回教育委員会会議にて、例規審査会の結果を含めて、引続き審議していただくこととしてよろしいですか。

委員全員 : (異議なし)

吉原教育長 : それでは「議案第1号 柏原市立サンヒルススポーツセンター条例」の制定の同意について継続審議とすることといたします。次に議案第2号につきまして、事務局・野間指導課長から説明させていただきます。

野間課長 : 議案第2号「平成29年度全国学力・学習状況調査」の結果の取扱いについて指導課よりご説明いたします。来年度行われる全国学力・学習状況調査におきまして、主に5点の変更され、その中でも調査結果の活用におきまして、次の2点が変更になりました。1点目は、調査結果の個票データを大学等の機関に貸与すること、2点目は、小学校調査の結果を中学校に送付すること、でございます。どちらも個人情報の取扱いになります。本市の条例第7条では、目的を超える利用・提供を禁じております。しかしながら、当該事務の目的は、児童生徒の学力・学習状況の改善でございます。関係機関等への貸与、小学校から中学校へのデータ送付は、児童生徒の学力・学習状況の改善

に該当します。よって、以上のデータの提供は、条例 7 条（5）に適用されるかと考えられます。以上のように、全国学力・学習状況調査の活用のため、今までと同様の公表と、データの貸与についてご審議お願いいたします。

吉原教育長： この議案につきまして、ご質問等はございますか。文部科学省からの通知文が付いていますが、これまでは研究用といえども一切対応していませんでしたね。

野間課長： 左様でございます。

吉原教育長： 何か方針転換があったのでしょうか。

野間課長： 全国的に学力・学習状況調査を研究に使っていくということでございます。

吉原教育長： 個人情報への漏えいは大丈夫でしょうか。

野間課長： 文部科学省の実施でございますので、厳重にガイドラインに沿って執り行うように考えております。

吉原教育長： 個人情報はずり出すことはないにしても、学校情報で、学校規模・状況の下で、どのくらいの成績であったとなると、どこの学校かなど類推される危険性があります。個々の学校の情報は大阪府域では出していません。特に市町村ごとに出す場合には、例えば1つの自治体で1つの学校という場合は特定されますので出さないです。その様な危惧されることはないということで文部科学省から文書が来ている訳でしょう。情報を出すこと自体は、より研究を深めてもらうこととなりますので良いことですが、具体的な活用策などは我々には示されないのでしょうか。

野間課長： はい。

吉原教育長： この中に、小学校データを中学校に送付できるとありますが、これは、柏原市もそうするという理解で良いですか。

野間課長： 送付する考えです。

尾野部長： 国が「小学校調査の結果を中学校に送付できること」とあります。それは、「各市町村で判断しなさい」ということではないのですか。

野間課長： 設置者の判断です。

尾野部長： ですからそれを、今、この委員会で判断してくださいということですね。

野間課長： はい。

吉原教育長： 指導課というか、事務局としてはどう考えますか。例えばメリット・デメリットという観点からどうですか。

野間課長： デメリットとしては、学校の方に煩雑な作業が増えることがあります。メリットとしましては、本市は小中一貫教育に取り組んでおりますので、情報を得ることは効果的と考えます。近隣の東大阪市や八尾市でも、まだ確定ではございませんが、取組む方向で検討されるようです。

吉原教育長： この部分については、この会議で決めることですね。先程の教員の業務が煩雑になるということですが、でしたら教員への打診などはあるのでしょうか。

野間課長： 現在は、校長先生方に新聞報道の情報提供のみでございます。後は、本日の資料と、教育委員会会議の結果を周知するつもりです。

吉原教育長：本市に限りませんが、教員の多忙化が言われています。これがさらに多忙になることと、メリットと比べてどうかということはありません。また、今日の会議で決めたいものなのでしょうか。もう少し検討しても良いかと思えます。国からの内容については異議なしとして良いと思えますが、柏原市としてどうするかは、次回にはいかがでしょうか。何かご意見はございますか。

尾野部長：中学校側が求めるということであれば、委員会としても賛成していただけるかと思えます。一方で、柏原市独自の「はぐくみテスト」があります。これで、各年比較が可能となり、より詳しいデータを送ることができます。

吉原教育長：はぐくみテストと考えると、複線になる感じがあります。データは多い方が良いと思いがちですが、現場はどうなのかと気になりますね。その辺りは慎重に意見を聞いてみてはいかがですか。実際にデータを送る時期はまだ先ですよ。

尾野部長：29年度の結果を送ります。

山崎委員：教育長のおっしゃるように、時間かけたらどうかと思えます。また、私ははぐくみテストこそ送るべきと思っています。全国学力テストが無くても毎年行う、はぐくみテストは送るべきと。全国学力テストも送るといいと思えますが、はぐくみテスト以上の効果は出ないと思えます。ただ、学校がやる気にならないと、意欲をもってもらえないといけないので、「こうなさい」と言うのではなく、相談をかけて方向は示したらいいと思えます。

吉原教育長：複線になるとどちらも見ないこともあります。学校現場としてどうか、情報がありすぎて、有難迷惑で使い勝手が悪いのならば、あえて一本にしておくことも良いかと思えます。その意味で、少し時間をかけて現場の意見を聞いてみると良いと思えます。

野間課長：（大学などへの）データの貸与についてはいかがでしょうか。

吉原教育長：通知内容については異議ありません。ただ、「小学校調査の結果を中学校に送付できる」との規定については、送付実施に向けて、教育現場の意見を十分に聞き取ることが重要と考えます。その聴取には時間がかかると思えますので、まとまりましたら、この会議に報告してください。

野間課長：分かりました。

吉原教育長：その他に、何かご意見はございますか。

委員全員：（意見・異議等なし）

吉原教育長：ご質問等がないようですので、議案第2号について、原案のとおり承認してよろしいか。

委員全員：（異議なし）

吉原教育長：それでは「議案第2号 平成29年度全国学力・学習状況調査」の結果の取り扱いについて、原案のとおり承認することにいたします。続きまして、議案第3号につきまして、事務局・野間指導課長より説明させていただきます。

野間課長：議案第3号 「いじめ問題への取組について」指導課よりご説明いたしま

す。昨年11月30日に行われました、「第2回総合教育会議」の議事がありました、「いじめ」問題の取組の進捗状況でございます。総合教育会議では、「緊急かつ敷居の低い、いじめられた側もいじめた側も双方にとって、未然に、大きな事件に至る前に解決できる体制づくり」ということでもございました。そこで、事務局としまして、別紙の「いじめ等の2つの相談体制」を考えております。1つ目は、保護者向けの相談体制、2つ目は、学校向けの相談体制です。2つの相談体制は、ともに、気軽に2人の弁護士に相談していただくものでございます。まずは、保護者向けです。手を組んだ写真のチラシをご覧ください。SNSやネットいじめなど、学校の教育課程の外で起こるいじめなどの問題を想定しています。また、保護者が法律的な知見を持つ専門家の相談を受けたい時などのために、首長部局を窓口にした設置を想定しました。学校向けとしまして、学校現場の敷居の低い体制として、市の顧問弁護士から専門的な見解をいただくことを想定しています。最後に、12月27日と1月24日の2日間で、滋賀県大津市教育委員会と大津市立の小学校の方に視察に行きました。そこでは、どんな小さいいじめの兆候でも見逃さず、24時間以内に教育委員会や首長部局へ報告するという仕組みを作っていました。警察のイラストが載ったチラシをご覧ください。こちらの方は、未然防止の観点から、どんな小さな事でも相談していく事を啓発する意味から、今年度末までに市内小・中学校の児童・生徒向けに配付する予定でございます。以上でございます。

吉原教育長： この議案について、ご質問等はございますか。

近藤委員： 警察官が載っているチラシは、前回と変わっていますが、大津に行かれて何か参考にされたこととかありましたか。

野間課長： 大津でのこともございますが、首長部局から、だれもが簡単に、マニュアル的に「いじめ」を認識し、どんな小さなことも「いじめ」と捉えるということを周知するものを用意するようにとのことでしたので、作成させていただきました。

近藤委員： 前回のものよりインパクトがあって、非常に目に留まってよいと思います。これは今年度に配布ということですが、小学校・中学校ともにですか。

野間課長： 3枚目のものは、小学校・中学校ともに配布します。

尾野部長： 1枚目の上側の相談体制につきましては、未定でございまして、予算的にも確定しておりません。6月議会に提案できるように首長部局で取り組んでいます。

前回お示ししていただきましたのは、教育委員会が実施する形になっていました。

吉原教育長： 大津の教育委員会で見せていただいたのですが、あちらは首長部局にいじめの対策室があって、教育委員会でもやっているいじめ対応についての良し悪しや、スピード感をもって取り組んでいるのかなど、常に監視をするという意味合いを持たせています。いじめの現場からの相談は首長部局で聞き、それが教育委員会や学校現場に来て、各学校に市単費で配置してある教員がいますので、そこを中心として学校で調査をして、24時間以内に教育委員会と首長部局に報告が上がってきます。それを元に対策を講じて、至急に改善を図ります。やはり保護者や子どもさんは、今まで担任、校長と相談していてらちが明かなかったものを、また教育委員会に持って行かれるのなら、二

の足を踏んでしまうかも知れません。そこで、教育委員会の組織ではない首長部局が相談先となり、法律相談で弁護士が受け、その情報が例えば市民部の人権推進課へ行くなどして、首長部局が教育委員会に意見してもらおうと。学校が保護者対応などで困った場合には、教育委員会が顧問弁護士に繋いで、アドバイスをいただきます。

尾野部長： 2枚目は、首長部局で実施する際に参考にしてもらえばよいものです。3枚目は教育委員会が保護者に配布するものです。

山崎委員： では、2枚目の連絡先は恐らくは、人権推進課になるということですね。

尾野部長： 首長部局になるということです。

山崎委員： 対応が早くできるでしょうね。

近藤委員： 3枚目は毎年配布するのですか。

野間課長： それは決まっています。

近藤委員： 法務省からでしたか、「SOSミニレター」とカードを10月か11月に毎年配られます。毎年来ていたら、困った時に思い出すこともありますから、それとは違う時期に配布してもらえたらと思います。時期的には2学期とかが困ったことが起こりやすいようですので2学期の初めにするとか、配布時期を考えてもらいたいです。

尾野部長： これは、28年度中に配布するというのですが、年度末の時期に配布することはタイミングがよいのか、少し検討します。

吉原教育長： この教育委員会会議で検討して、実際に配布するのは新しい学年にして、あとは2学期の初めとかタイミングを見て配布することで良いでしょう。

尾野部長： 毎年6月と11月の年2回、生活アンケートを配布していますので、これと一緒にするのはどうでしょう。

吉原教育長： いい案ですね。

田中委員： いじめの起こりやすい時期とかありますか。新年度とか。

野間課長： クラス替えの後や、新学期の初めなどです。

三浦教育監： それを考えたら、夏休みの前はいいですね。夏休みが終わって、2学期の前に学校へ行きたくないという時に、手元があればと思います。長期休みの前ですね。

吉原教育長： 今年度中の配布に限定しないのであれば、学校現場、先生方と少し相談して、また、首長部局とよく相談しまして、来年度予算をあげていくということですね。それでは、他にご意見はございますか。

委員全員： (意見・異議等なし)

吉原教育長： ご質問等がないようですので、議案第3号について、原案のとおり承認してよろしいか。

委員全員： (異議なし)

吉原教育長： それでは「議案第3号 いじめ問題への取組について」は、原案のとおり承認することにいたします。続きまして、議案第4号につきまして、事務局・野間指導課長より説明させていただきます。

野間課長： 議案第4号「かしわらっ子はぐくみプランの一部改訂」について指導課よ

りご説明申し上げます。今年度から具体的に始動しております。「かしわらっ子はぐくみプラン」の一部改訂でございます。平成28年度から平成30年度までの3ヶ年計画とのことですので、大幅な変更はせず、具体的な内容に限った点での改訂でございます。内容につきましては、次の2点でございます。1点目は「英語教育」の充実、2点目は「書く指導」の充実でございます。1点目の「英語教育」におきましては、新学習指導要領への移行に先駆けて、そのシステムづくりと、実践的な外国語指導を探究する取組を推進します。2点目の「書く力」は、確かな学力の育成を図る授業づくりの中で、児童・生徒の書く機会を意図的に増やしていく取組の推進を考えています。また、資料の17ページ、第6章にありますように、小学校はぐくみテスト、中学校チャレンジテストの現状値を追加したいと考えております。以上、ご審議よろしくお願いたします。

吉原教育長： 17ページの説明がありましたが、これはどう見たら良いのですか。

野間課長： テストの結果が出ましたら、こちらに数値を入れて掲載します。

吉原教育長： 全国平均の比較がありますが、参加している市町村の平均値ですから、参加市町村としたらいかがでしょう。また、対前年度との比較を見るのであれば、参加する市町村が増減するものとの比較は意味があるのでしょうか。

山崎委員： 意味がないかもしれませんね。

吉原教育長： もともと、はぐくみテスト自体、他との比較をする趣旨ではないですから。

山崎委員： そうですね。

田中委員： 毎年問題も変わりますよね。

吉原教育長： そうです。

田中委員： ということは、本当に伸びているのかどうか検証しにくいですね。平均値と比べるとか。

吉原教育長： 平均値と比べるというよりも、「教科毎の、どのジャンルが弱い」とかの分析をして、そこを上げてあげたら、翌年にそのジャンルについての比較ができます。

山崎委員： 平均点はあまり意味がないかと思えますから、無くしたらどうですか。

尾野部長： 16ページに達成目標として、数値をあげる表がございます。平均正答率の比較を経年で明示するものですので、この表からは、はぐくみテストは除外することにしますか。

吉原教育長： 府や全国の平均数値と、参加市町村が増減するはぐくみテストの平均値を比較することはどうかと思えます。はぐくみテストだけ外したらどうですか。

田中委員： はぐくみテストは、個人の育成のためのものですね。

吉原教育長： そうです。個人の育成を、カルテのように見ていくイメージです。

山崎委員： 学校もそうだと思いますが、はぐくみテストで見たいことは、どの子の、どの教科の、どの分野が弱いとか、得意とかについて、経年で把握するということでしょう。平均の比較ではないですよ。

吉原教育長： むしろ、柏原市内の全国学習調査はこうだったけど、はぐくみテストを分析して分かったことで、弱い分野があるなら例えばその分野の教員研修をするとか、市

内の傾向と対策として共有して、毎年のP D C Aサイクルで回していくような活用はかなりできると思います。

田中委員：名前が「はぐくみテスト」ですし、1年目の課題と成果という形で把握して、それをどう克服していくかを経年的に見ていく。そういう方が良いと思います。

吉原教育長：はぐくみテストは、全国学習調査やチャレンジテストと別に切り離して議論した方が良いでしょう。はぐくみテストを、教育現場へ伝えていく予定はありますか。

野間課長：2月9日の校園長会です。

吉原教育長：では、7日に教育委員会会議がありますから、そこでもう1度見せていただいても間に合いますか。

野間課長：はい、分かりました。

吉原教育長：今の議論を踏まえて、はぐくみテストは他市などとの結果の比較は外してください。活用策は今後、実際の結果が出て来てから検討してもいいのですから、とりあえずは外しておく。

田中委員：出てきた結果を見て検討ですね。

吉原教育長：そうです。その方が賢明と思います。

山崎委員：去年のはぐくみプランの資料では、11ページには具体的に担当者の氏名や学校名が入っていましたが、それはどうなりますか。

野間課長：説明が不足しまして申し訳ございません。具体的に氏名を入れることはいかなものかという意見もございまして、入れないようにいたしました。

尾野部長：この時期ですと、人事も確定しませんので、載せられないです。

山崎委員：スクールアシストは「月1回以上学校訪問します」とありますが、結果はどうでしたか。

野間課長：全員はできませんでした。

山崎委員：可能ならば、月2回でも行って欲しいところですけど、1回でも難しいのですね。私は、2年目、3年目の教員で、授業がしんどい方があったとしたら、大きな授業研究でなく、訪問した指導主事と校長の2人で授業を見て、反省会をすればいいと思うのです。それでいいと思います。何回も授業を見てあげることが大事で、自信に繋がりますから。

吉原教育長：11ページの計画については、小規模なものも含めて、授業研究の実施について盛り込んでいきたい、校長先生のご意見も聞いたうえで、授業研究を増やすという書き込みを少しずつ増やしてくれたら良いと思います。他に、ご意見等はございますか。

委員全員：（意見・異議等なし）

吉原教育長：ご質問等がないようですので、議案第4号については、継続審議としてよろしいですか。

委員全員：（異議なし）

吉原教育長：それでは「議案第4号 「かしわらっ子はぐくみプランの一部改訂につい

て」は、継続審議とすることといたします。次に、議案第5号並びに議案第6号の審議につきましても、審議資料に所得など個人の情報に関わるものが多数含まれることから、非公開にて審議したいと思いますが、各委員におかれましてはご異議等ございますか。

委員全員 : (異議なし)

吉原教育長 : それでは、議案第5号並びに議案第6号の「審査請求に対する裁決について」は非公開とし、教育委員会と事務局・学務課とで審議することにいたします。それでは、本日の議事案件は以上です。続きまして、報告事項に移ります。事務局の方、報告すべき事項はございますか。

磯部課長 : 【幼保連携型認定こども園に向けた平成29年度幼保の人事交流】に関する報告

野間課長 : 【平成28年度全国運動能力調査の速報値について】の報告

松田課長 : 【堅上小学校・中学校の小規模特認校の応募状況について】の報告

松田課長 : 【部活動による就学指定校の変更制度の申請状況について】の報告

近藤委員 : 【小学校・中学校への訪問について】の報告

近藤委員 : 昨年、小学校・中学校を訪問させていただいて、子どもたちが減っている中では、特にトイレは掃除が行き届かない面があるように思いました。また、クールビズ時期の話ですが、制服・体操服は生地の通気性や速乾性に配慮したものを、もっと快適な生地のものを選べるようにしてあげたいと思いました。

尾野部長 : 校舎長会などの機会がありますので、服装については学校での選定ですから、このようなご意見をいただいていますので、取り入れてみたらどうか勧めます。トイレにつきましては、現状は各校で判断・対応しているところです。

松田課長 : 【堅下北中学校の生徒が負傷した件について】の報告

中川次長 : 【用務員業務委託契約の旧委託先業者相手方が従業員の最低賃金要件を満たしていなかった件にかかる新聞報道について】の報告

吉原教育長 : 他に報告事項はありますか。

各課 : (報告事項なし)

吉原教育長 : 報告は以上です。それでは、次月の予定を確認します。次回、平成29年第2回の定例教育委員会会議は、2月7日(火)午前10時00分からの開催といたし

ますが、よろしいですか。続きまして、第3回と第4回の定例教育委員会会議の予定をしておきたいと思います。各委員のご予定と、昨年の予定はどうでしたか。

大畑参事： 昨年は第3回が3月25日（金）、第4回が4月13日（水）でした。

吉原教育長： 第3回を3月24日（金）午後3時00分、第4回を4月7日（金）午後3時00分でいかがですか。

各委員： （了承）

吉原教育長： ここで一旦休憩とさせていただきます、再開後に議案第5号並びに議案第6号について審議したいと思います。

【暫時休憩】

吉原教育長： それでは、教育委員会会議を再開いたします。議案第5号並びに議案第6号について、事務局・北井参事から、説明させていただきます。

北井参事： （案件について説明）

吉原教育長： ご意見・ご質問はございますか。

—質疑応答—

吉原教育長： 審議の結果、議案第5号並びに議案第6号は、継続審議とすることといたします。

委員全員： （異議なし）

吉原教育長： それでは「議案第5号並びに議案第6号 審査請求に対する裁決について」は継続審議とすることといたします。以上をもちまして、平成29年第1回定例教育委員会会議を終了します。本日はありがとうございました。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年1月24日

柏原市教育委員